

国際関連情報 国際会議等

2015年12月開催 ASAF 会議報告

 せきぐち ともかず
 ASBJ 常勤委員 関口 智和

1. はじめに

IFRS 財団は、2013年4月に、国際会計基準審議会（IASB）の諮問機関として会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）を設置しており、2015年12月7日及び8日に英国（ロンドン）で第11回目の集合会議が開催された。今回の ASAF 会議には、改選後（第2期）の ASAF メンバー¹ 全員及び IASB 関係者² が参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小野行雄委員長ほかが出席した。今回の ASAF 会議では、次の事項が議題とされた。

- (1) のれん及び減損
- (2) 概念フレームワーク認識規準（ASBJ ショート・ペーパー第2号「概念フレームワークにおける認識規準」IAS 第37号「引

当金、偶発債務及び偶発資産」への影響、測定基礎の選択)

- (3) 退職後給付会計
- (4) 持分法
- (5) その他（蓋然性の用語に係る会計上の判断、開示に関する取組み—重要性に関する実務記述書、保険契約—IFRS 第9号「金融商品」と新保険契約基準の発行日の相違、共通支配下の企業結合、適用後レビューの役割、開示に関する取組み—今後の進め方）

本稿においては、上記の議題について会議の概要を紹介する。なお、文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

1 改選後の ASAF メンバーは、南アフリカ、ドイツ、フランス、イタリア、オーストラリア（ニュージーランドと協働）、日本、中国、米国、カナダの会計基準設定主体、及び、地域団体として、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）、ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）の12団体より構成されている。初代メンバーと比較すると、改選後の ASAF メンバーには、イギリスとスペインの会計基準設定主体に代わってフランスとイタリアの会計基準設定主体が選出されている。また、オーストラリアの会計基準設定主体は、新たにニュージーランドの会計基準設定主体と協働することとされている。

2 IASB からは、Hans Hoogervorst 議長（ASAF の議長）、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当理事及び担当スタッフが参加した。

2. のれん及び減損

IASBは、2015年2月の会議で「のれんの事後の会計処理」、「減損テストの改善」、「無形資産の識別と測定」に関する検討をリサーチ・アジェンダに加えており、これについて検討を続けている。また、IASBは、2015年9月の会議において本件について米国財務会計基準審議会(FASB)と議論を行っており、今後、FASBとさらなる議論を行うことも見据えつつ、2015年10月及び11月の会議において予備的な議論を行っている。

今回のASAF会議では、IASBスタッフから、IASBにおける予備的な議論について説明が行われたうえで、ASAFメンバーによる議論が行われた。会議では、FASBの代表者から本件に関するFASBにおける検討状況が紹介されたほか、主にのれんの償却の是非について議論が行われた。

ASBJの代表者からは、のれんの事後の会計処理の検討にあたって、現行の「減損のみのアプローチ」を「償却及び減損アプローチ」へと置き換える方向で基準設定プロジェクトを進めるべきという発言を行ったほか、減損テストの改善や無形資産の識別及び測定はのれんの償却を行わない限り、関係者から期待されているような見直しを行うことは困難ではないかという発言を行った。当該発言に対しては、これを支持する発言も聞かれたものの、他方で、のれんの償却を巡っては過去より対立する強い見解が示されていること等を踏まえると、のれんの償却を復活させるよりも、減損テストの改善を志向するアプローチが適切と考えられるという見解も複数の者から示された。

3. 概念フレームワーク認識規準

IASBは、概念フレームワークの見直しに向けた検討を行っており、2015年5月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(コメント期限:2015年12月)を公表している。

今回のASAF会議では、ASBJからASBJショート・ペーパー・シリーズ第2号「概念フレームワークにおける認識規準」³を提出し、概念フレームワークにおける認識規準に関する記載について蓋然性規準に着目して、主に次の提案を行った。

- (1) 「取引」(二者又はそれ以上の当事者間で価値ある何かの移転)から生じる権利又は義務から創出される資産又は負債の認識について、蓋然性規準は不要である。
- (2) 「その他の事象」(取引以外的事象)から生じる権利又は義務(若しくは複数の権利ないしは複数の義務)から創出される資産又は負債(すなわち、項目)若しくは資産ないしは負債のグループ(すなわち、複数項目のグループ)の認識については、蓋然性規準が必要である。

会議では、ASBJの提案を支持する見解も聞かれたが、基準レベルで蓋然性規準が必要だとしても、概念フレームワークでは蓋然性規準を記述すべきでないという見解も複数聞かれた。また、IASB関係者からは、ASBJの提案は概念フレームワークにルールを導入するような提案にも見受けられるため同意しないが、本ペーパーには概念フレームワークにおける認識規準のガイダンスを強化するうえで参考になる考え方が多く示されており、有用と感じたという見解等が示された。

3 ASBJショート・ペーパー第2号の詳細については、本誌41ページから55ページをご参照いただきたい。

4. 退職後給付会計

IASBは、2015年9月のIASB会議で退職後給付会計に関するリサーチ・プロジェクトについて予備的な議論を行っており、プロジェクトの進め方については、少なくとも「2015年アジェンダ協議」に対するフィードバックを踏まえて行うこととされた。

今回のASAF会議では、IASBスタッフから、年金制度の国際的な動向について紹介がされたほか、混合型の年金制度に関する問題に対処するために考えられる会計モデル案について説明がされ、ASAFメンバーによる議論が行われた。会議では、実務では異なる年金制度に対して既に異なるアプローチが適用されているといった発言がされたほか、包括的な見直しを行わない限り、指摘されている様々な問題を解決することは困難と考えられるといった見解がASAFメンバーから示された。

ASBJの代表者からは、混合型の年金制度が増加している状況において、退職後給付会計の会計上の取扱いに関する包括的な見直しのプロジェクトを行うべきである一方、現行のIAS第19号「従業員給付」についてOCIのノンリサイクリングや確定給付債務（資産）の利息純額に関する取扱い等を対象として限定的なレビューを行うべきという発言を行った。

5. 持分法

IASBは、持分法に関するリサーチ・プロジェクトを行っており、2015年6月の会議において、短期（持分法のあり方について限定的な見直しを検討するもの）と長期（持分法のあり方についてより根本的な見直しを検討するもの）の2つのフェーズに分けて検討を進めるこ

とを暫定的に決定した。しかし、2015年10月のASAF会議において、当該暫定決定に対して、多くのASAFメンバーから異論が示されたことから、今回のASAF会議では、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）から、プロジェクトの進め方に関する提案が示されたうえで、ASAFメンバーによる議論が行われた。EFRAGの提案は、持分法会計の支柱となる考え方を明確化するとともに、適用範囲について、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」で示されている「重要な影響力」に代えて「強固な相互関係」といった考え方を採用することが適切か否かも含め、概念的な整理を行うことが提案されていた。

会議では、関連会社投資等については持分法を適用するよりも、公正価値ベースの情報を提供する方が有用ではないかといった意見が示されたほか、「強固な相互関係」という考え方については、現行の「重要な影響力」や「共同支配」との相違を明らかにしたうえで、検討を行うべきといった見解が示された。

ASBJの代表者からは、持分法を維持することを前提としたうえで短期的に限定的な対応を図るのでなく、持分法会計の支柱となる考え方を識別しようとするEFRAGの提案を支持した。他方、持分法の適用範囲については、「強固な相互関係」といった新たな概念を検討するよりも、「重要な影響力」の概念を明確化することで対応が可能かについて検討すべきという発言を行った。

6. その他

上記の議題に加え、今回のASAF会議で議論された「蓋然性の用語に係る会計上の判断」、「開示に関する取組み—重要性に関する実務記述書」、「保険契約—IFRS第9号と新保険契約

基準の発行日の相違]、「共通支配下の企業結合」、「適用後レビューの役割」及び「開示に関する取組み—今後の進め方」に関する議論について、それぞれ以下において簡単に紹介する。

(1) 蓋然性の用語に係る会計上の判断

オーストラリアの会計基準設定主体と韓国の会計基準設定主体は、IFRSにおける蓋然性の用語が両国の監査人及び作成者にどのように理解されているかについてリサーチを行っている。今回のASAF会議では、リサーチの結果、蓋然性の用語について様々な理解がされていることが報告されたほか、今後に向けた提言が示され、ASAFメンバーからこれに対する感想等が述べられた。

(2) 開示に関する取組み—重要性に関する実務記述書

IASBは、開示に関する取組みの一環として、2015年10月に公開草案「IFRS実務記述書—財務諸表への重要性の適用」を公表した。今回のASAF会議では、本公開草案についてIASBスタッフから説明がされたうえで、本公開草案を強制力のある形で最終化すべきか、本実務記述書案に追加的に記載すべき内容はないか等についてASAFメンバーによる議論が行われた。IASBは、ASAF会議で示された見解や本公開草案に寄せられるコメント等を踏まえつつ、これについて検討を続けていくことを予定している。

(3) 保険契約—IFRS第9号と新保険契約基準の発行日の相違

IASBは、2015年12月に公開草案「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用（IFRS第4号の修正案）」を公表している。今回のASAF会議では、本公開草案の公表に先立ち、本公開草案の内容について

IASBスタッフから説明がされたうえで、本公開草案で提案されている「上書きアプローチ」と「IFRS第9号の適用の一時的免除」について、主に全体的な所感や適用要件等について、ASAFメンバーによる議論が行われた。IASBは、ASAF会議で示された見解や本公開草案に寄せられるコメント等を踏まえつつ、これについて検討を続けていくことを予定している。

(4) 共通支配下の企業結合

IASBは、「アジェンダ協議2011」に寄せられたフィードバックを踏まえ、共通支配下の企業結合の会計処理に関するリサーチ・プロジェクトを行っている。今回のASAF会議では、香港公認会計士協会の代表者から香港における会計実務について情報提供が行われたほか、IASBスタッフから簿価引継法の適用を前提とした場合における有用な財務情報を提供するための方法に関する提案がされたうえで、共通支配下の企業結合における会計処理の主な論点についてASAFメンバーによる議論が行われた。IASBは、ASAF会議で示された見解等を踏まえつつ、これについて検討を続けていくことを予定している。

(5) 適用後レビューの役割

IASBは、これまでIFRS第8号「事業セグメント」及びIFRS第3号「企業結合」について、適用後レビュー（PiR）を実施している。今回のASAF会議では、PiRのあり方（PiRの目的、プロセス及び学術研究の結果の活用方法等を含む）について改善すべき点がないか否か等について、IASBスタッフから質問がされ、ASAFメンバーによる議論が行われた。

(6) 開示に関する取組み—今後の進め方

IASBは、開示に関する取組みとして、複数のプロジェクトを立ち上げている。今回の

ASAF 会議では、当該取組みのうち、基準レベルでの開示要求の見直し、及び開示要求の草案に関する指針の開発について、これまでの取組みの説明がされたほか、同取組みについての今後の進め方について、ASAF メンバーによる議論が行われた。